

## 条例改正資料新旧対照表(案)

小山町部設置条例の一部を改正する条例

旧

（事務分掌）

第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

（1） 企画総務部

ア 秘書に関すること。

イ 広報及び広聴に関すること。

ウ 重要施策等の企画、調査、研究及び総合調整に関すること。

エ 広域問題の調査及び研究に関すること。

オ まちづくりの推進に関すること。

カ 演習場に関すること。

キ 予算及びその他財政に関すること。

ク 行政改革の推進及び事務改善に関すること。

ケ 統計に関すること。

コ 儀式及び表彰等に関すること。

サ 議会及び町の行政一般に関すること。

シ 契約、財産管理及び庁舎管理に関すること。

ス 文書及び公告式並びに例規に関すること。

セ 情報化に関すること。

ソ 工事検査に関すること。

タ 職員の人事、給与及び福利厚生並びに研修に関すること。

チ 税務に関すること。

（2） 住民福祉部

ア 社会福祉に関すること。

イ 介護保険に関すること。

旧

ウ 保健衛生及び健康に関すること。

エ 医療対策に関すること。

オ 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

カ 国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること。

キ 自治会活動及びコミュニティの推進に関すること。

ク 町民相談及び交通安全に関すること。

ケ 防災及び災害救助に関すること。

コ 町民の安全対策に関すること。

サ 環境保全及び清掃に関すること。

新

(事務分掌)

第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

(1) 企画総務部

ア 秘書に関すること。

イ 広報及び広聴に関すること。

ウ 統計に関すること。

エ 自治会活動及びコミュニティの推進に関すること。

オ 重要施策等の企画、調査、研究及び総合調整に関すること。

カ 広域問題の調査及び研究に関すること。

キ まちづくりの推進に関すること。

ク 演習場に関すること。

ケ 予算及びその他財政に関すること。

コ 行政改革の推進及び事務改善に関すること。

サ 儀式及び表彰等に関すること。

シ 議会及び町の行政一般に関すること。

ス 文書及び公告式並びに例規に関すること。

セ 情報化に関すること。

ソ 職員の人事、給与及び福利厚生並びに研修に関すること。

タ 町民相談に関すること。

チ 契約、財産管理及び庁舎管理に関すること。

ツ 工事検査に関すること。

テ 環境保全及び清掃に関すること。

ト 税務に関すること。

(2) 住民福祉部

ア 社会福祉に関すること

イ 介護保険に関すること s。

新

ウ 保健衛生及び健康に関すること。

エ 医療対策に関すること。

オ 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

カ 国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること。

キ 交通安全に関すること。

ク 防災及び災害救助に関すること。

ケ 町民の安全対策に関すること。